

## お客様にお守り頂く事項

1. メーカーが示す正しい使用方法とお手入れ
2. 法令で定められた点検整備(日常点検、定期点検)
3. メーカーが示す定期交換部品の指定通りの交換(エンジンオイル等)

## 保証に含まれない主な項目

- 社外部品  
生産時に装着されていない全ての社外部品
- 消耗品  
エンジンオイル、冷却水等の消耗油脂類
- 油脂類  
タイヤ、ホイール、バッテリー / 各種エレメント類、スパークプラグ / ブレーキパッド、ライニング、ディスクローター、ドラム等 / キーレスキーの電池等 / ドライブレコーダーの記憶媒体 / ワイパーゴム、ワイパーブレード、ワイパーアーム等
- 配線  
配線、カプラー、ヒューズ等
- 内装部品  
ホーンパッド、ハンドル、シフトノブ等 / シート、シートレール等 / 内装パネル類
- 外装部品  
ガラス、サンルーフガラス等のガラス類 / 外装パネル類 / ヘッドライトレンズ、テールレンズ等のレンズ類
- 装備品  
スピードメーター、各種メーター類
- 先進安全装置  
クルーズコントロール、コーナーセンサー、レーダー等の運転支援機能部品
- その他  
症状がまれにしか起きない、工場入庫時に確認できない / 外観上のみ  
の問題で走行には支障がない

## お客様の名義変更について

1. 転売等で名義変更が行われた場合、保証の継承はできません。
2. ご結婚等で名義が変更される場合や、転居等で住所変更する場合は、定額カルモくんサポートデスクまでご連絡下さい

定額カルモくんサポートデスク：10時～19時受付（土日・祝・年末年始休）

- フリーダイヤル：0120-559-442
- メール：support@car-mo.jp

## ロードサービス（レッカー牽引）

カルモ保証／カルモ保証プラスの修理依頼時、故障により自走不能な場合に限り運営会社指定工場まで無料配送(車両事故の場合を除く)。

24時間365日対応

修理受付コールセンター

フリーコール  
0088-24-1365

※本サービスは自然故障に対する保証になります。事故に対する補償はご加入の任意保険会社にお問合せください。  
※お名前と登録ナンバーをおっしゃって頂きますとスムーズにご案内できます。

カルモ保証サービス提供元

株式会社ナルネットコミュニケーションズ  
愛知県春日井市下市場町5丁目1番地16

## 注意事項

- 保証修理を行うべき不具合が免責期間後に発生し、且つ受付が保証期間内である場合に限り保証の対象となります。保証期間終了後の修理受付及び申し出については保証の対象となりません。※免責期間については保証書をご確認ください
- ロードサービスは保証項目に起因する場合に限り、無償対象となります。事故発生車両、脱輪、免責期間中などのサービスは有料となります。
- 必ずフリーコールの誘導に従ってご入庫してください。ご自身でレッカー搬送のお手続きをされた場合の費用は、お客様負担となりますので、予めご了承ください。

このガイドラインは、ナイル株式会社（以下、「運営会社」といいます。）が運営するカルモ保証（以カルモ保証に関するガイドライン(以下「本ガイドライン」といいます。))は、ナイル株式会社（以下「当社」といいます。）の提供するカルモ保証（以下「本カルモオプション」といいます。）のご利用にあたり、カルモカスタマーに遵守していただくなければならない事項及び当社とカルモカスタマーとの間の権利義務関係が定められております。本カルモオプションをご利用になる方は、本ガイドラインに同意する前に、必ず全文お読み下さいますようお願い致します。また、本ガイドラインに記載のない事項については、「おトクマイカー 定額カルモくん」利用規約及び本カルモオプションに関する説明資料(紙面やオンライン掲載など形式は問いません。)に基づきます。

#### 1. 本カルモオプションの概要

本カルモオプションは、カルモカスタマーを被保証者とし、当社を保証者とする自動車の修理保証を目的としたサービスです。当社が別途定める「修理保証項目明細」(以下同じ。))に記載する故障部位の修理を、当社の提携事業者が運営する工場(以下「提携工場」といいます。))にて提供するサービス、及び自立走行が不可能な自動車を提携工場までレッカー移動するロードサービスのことをいいます。

#### 2. 申込条件

(1)カルモカスタマーは、以下に定める場合に、本カルモオプションに申し込むことができるものとします。

- ①当社を介してご契約頂くリース自動車又は購入自動車(以下「対象自動車」という。)であること
  - ②対象自動車に関するリース契約又は売買契約のお申込と同時に、本カルモオプションにお申込頂くこと
- ※なお、一部の自動車については申込みをお断りする場合があります。本カルモオプションの適用対象となるリース自動車及びリース期間の詳細については、当社のサービスページをご参照下さい。
- (2)婚姻・移転などによって使用名義人の氏名、住所、連絡先に変更があった場合は、当社まで速やかにご連絡下さい。ただし、第三者への名義変更による本カルモオプションに関する契約(以下「カルモオプション契約」といいます。)の承継は行えません。

#### 3. 料金及び支払方法等

本カルモオプションの利用料金及び利用料金の支払方法は、カルモオプション契約に準ずるものとします。

#### 4. 修理対象範囲

- (1)本カルモオプションにおける修理対象範囲は、修理保証項目明細の項目に準じます。
  - (2)メーカー保証などにより、修理項目及び修理対象期間について本カルモオプションと重複する保証内容がある場合は、メーカー保証の方を優先して適用いただきますので、予めご了承ください。
  - (3)カルモカスタマーは、本カルモオプションの利用にあたり、以下に定める事項を実施するものとします。なお、以下に定める事項のいずれかに違反していると当社が判断した場合は、修理をお断りする場合がありますので予めご了承ください。
- ①車両ユーザーマニュアルに記載された車両の取扱いを実施すること。
  - ②点検整備（日常点検・法定定期点検）を実施すること。
  - ③メーカー指定の定期交換部品を交換すること。
  - ④メーカー指定の点検整備を実施すること。
  - ⑤整備記録簿を保管すること（定期点検整備の実施・記録を行うこと）。
  - ⑥その他、本ガイドラインその他当社が定める利用規約等で定める車両の取扱いを実施すること。

#### 5. 修理の内容

- (1)契約期間内に対象自動車に故障が発生した場合、当社は保証範囲内において、対象自動車に修理を実施します。
- (2)修理は、当社の指定する提携工場にて実施します。カルモカスタマーに提携工場へ入庫頂きますが、修理内容や自動車の状態によっては、当社の判断で他の提携工場に再入庫頂く場合があります。また、カルモカスタマーによる修理期間や対象自動車の引渡日など、時期の指定は原則として行えません。
- (3)修理では、対象部品の修復（修復不能な場合は対象部品の交換）を行います。工場推奨などの予備的整備は行いません。
- (4)対象部品の交換は、原則としてリビルト部品（再生部品）や中古部品によって実施し、部品調達が行えない場合のみ、新品部品による交換を実施します。
- (5)修理を実施したのちに不要となった不具合部品は、当社が所有権を有したうえで管理・処分を実施します。カルモカスタマーへのご返却は原則として行いません。

#### 6. 再委託

当社は、本カルモオプションにおける業務の全部又は一部を、提携工場へ委託するとともにカルモカスタマーの個人情報を提供する場合があります。なお、カルモカスタマーの個人情報

報は本カルモオプションの提供のみに利用され、それ以外の目的に利用されることはありません。

#### 7. 修理の受付

- (1)対象自動車に故障が発生した場合は、当社所定の受付窓口(コールセンター)へご連絡頂けますようお願いいたします。ご連絡はカルモカスタマーご本人様若しくは一親等以内のご家族様（法人契約の場合は、当社が認めた範囲）に限ります。なお、本カルモオプションの免責期間中及び保証期間終了後の故障報告は、受付の対象外となります。
- (2)当社にて故障内容を確認のうえ、カルモカスタマーに提携工場をご案内いたします。対象自動車は故障発生日より2週間以内にカルモカスタマーにて入庫ください。なお、2週間を過ぎた場合は修理の対象外といたします。なお、対象自動車の自立走行が不可能な場合は、本カルモオプションに付帯するロードサービスを利用できますので、お問合せください。
- (3)提携工場では、対象自動車を確認のうえ最終的な修理内容を決定します。当該確認の結果として修理保証項目明細に記載されていない部品及びそれら部品に起因して発生したと判定された場合は本カルモオプションの修理の対象外となり、点検費用、作業工賃及びロードサービス費用はカルモカスタマーのご負担となります。
- (4)修理にともなう代車や代替手段のご提供はありませんので、予めご了承ください。

#### 8. 修理対象外及び免責範囲

- (1)以下の項目については、免責又は修理の対象外とします。
- ①提携工場以外の工場で修理された場合。
  - ②当社が修理内容を確認し終える前に、カルモカスタマーの意思で修理を依頼された場合。
  - ③対象自動車が保証期間内ではない、若しくは免責期間内の場合。
  - ④商用目的（レンタカー用途教習車用途、代車用途など）、私的競技・公的競技（レース・ラリー・ゼロヨン・ドリフト走行・原野走行など）若しくはテスト走行のために使用された場合。
  - ⑤故障が事故や事故による修復など、外的要因と判明された場合。
  - ⑥カルモカスタマーによる走行メーターの変更・取外しの痕跡が対象自動車より認められる場合、ならびに走行メーターが故障したにもかかわらず当社へ連絡を行わずかつ速やかな修理も実施されない場合。
  - ⑦本カルモオプションの修理保証項目明細に記載のない部品の不具合、及び記載のない部品が原因で発生した部品故障の場合。
  - ⑧自動車メーカーが認めていない改造架装の実施や、部品・アクセサリ・コンポーネントの利用による不具合の場合。
  - ⑨エンジンチェーンナップ、車高の変更、灯火計器の増設など、道路交通法及び道路運送車両法に適合しない車両と判明された場合。
  - ⑩自動車メーカーが指定する油脂類・液類（オイル・ブレーキフルードなど）以外の使用が原因で故障となった場合。
  - ⑪自動車メーカーの純正部品以外の部品を使用したことが原因となって発生した故障、及び修理保証項目明細の対象部品に起因して発生したメーカー純正部品以外の部品不具合の場合。
  - ⑫当社が指定した提携工場において調査を行った際、故障の再現性や故障の現況が確認できない場合。
  - ⑬本カルモオプションの申込み後にカルモカスタマーが装備、交換、又は装着した部品・用品の不具合の場合、及びそれらが原因となり発生した不具合の場合。
  - ⑭本カルモオプションの申込み以前より故障原因が存在していた場合、及び故障原因が存在していたと当社が判断できる現象・証拠及び理由がある場合。
  - ⑮衝突・墜落・転覆・物の飛来・物の落下・地震・噴火・火災・台風・洪水・高潮・煤煙・飛石・薬品・障害物等との接触による故障の場合。
  - ⑯日常点検、定期点検、法定点検整備、自動車メーカー指定の点検整備を実施せず部品交換を実施しなかったことが原因となった故障の場合。
  - ⑰整備不良状態となった対象自動車を運転したことから生じた故障の場合。
  - ⑱自動車ユーザーマニュアルに記載された取扱方法を守らない使用の場合、仕様の限界を超える使用の場合、日常において不適切な状況での使用の場合、ボディの手入れ不備の場合、対象自動車の駐車保管が不適切である場合、及び一般車両が走行しない場所で対象自動車を使用したことが原因による故障の場合。
  - ⑲使用消耗又は経年劣化による故障の場合。（回転部品等の磨耗及びそれに類するもの、電気部品の寿命、内外装品、樹脂部品、塗装面・メッキ面等の自然退色、錆、劣化など）。
  - ⑳音・振動・オイルのじみなど、機能に影響のない感覚現象の場合。
  - ㉑運転方法に起因する現象又は故障が否かの判断基準に乏しい現象の場合、若しくは動きが硬い又は渋い、燃費不良、パワー不足、タイヤの片減り、車体不安定などの現象の場合。
  - ㉒車両事故に起因する故障の場合。
  - ㉓不正を伴う故障・整備・請求・申告等があったと当社が判断した場合。
  - ㉔故障発生の予防的整備及び予備的整備の場合。
- (2)以下の場合は本カルモオプションの対象外で、かつカルモカスタマー負担となる費用です。
- ①法定点検整備、メーカーが指定している点検整備及び定期交換部品にかかる費用。
  - ②法定 24ヶ月点検（車検）にかかる費用、それに伴う予防的整備費用及び日常使用時における予防的整備費用。

- ③デスター診断など、診断のみの作業及び調整費用（保証対象部品の手直しや修正など修理を伴う場合を除く）。
- ④対象自動車が使用出来ない事態に伴う機会損失及び不便などに関する費用。（通信費・代車代・レンタカー代、宿泊代、交通費、休業補償、積載物補償、営業損失、精神的苦痛など）
- ⑤修理発生時の入庫及び引取りに関する費用。
- ⑥当社所定の修理の受付手続きに従わない、若しくは車両事故に起因するロードサービス費用。
- ⑦消耗部品の交換・補充。(バッテリー充電・交換、エアコンコンプレッサーのクーラーガスの補充・交換、エンジンオイルの補充・交換、ベルト類、ブレーキディスク・パッド、電球、ヒューズの交換など)
- ⑧法令の改正及び官公庁の指示・指導などにより負担を余儀なくされた費用。
- ⑨車両及び車両に付属する製品の故障に起因するもので、車両に付属する製品及びその他の財物の使用の阻害によって生じた損害。
- ⑩車両及び車両に付属する製品の故障に起因するもので、健康障害身体障害（障害に起因する死亡を含む。）、搭載物など財物の滅失・き損・汚損によって生じた損害。
- ⑪核燃料物質（使用済燃料も含む。）若しくは核燃料物質によって汚染された物質（原子核分裂生成物を含む。）によって起因する放射性・爆発性・その他有害特性の作用及びこれらの特性に関わる事故によって生じた損害。
- ⑫自国・諸外国を問わず戦争、武力行使、クーデター、政権奪取、内乱、武装集団による反乱、その他一般民衆を含め類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の集団行動により、全国又は一部の地域により著しく平穏が害され治安維持上重大な事態と認められるなどの状態）によって生じた損害。
- (3)修理の対象外となった点検費用、作業工賃及びロードサービス費用は、請求書の発行日から2週間以内に当社指定の銀行口座へお振込みください。この際の振込手数料はカルモカスタマーにご負担いただくものとします。

#### 9. 保証期間及び免責期間

- (1)本カルモオプションにおける保証期間は、当社が別途定める「保証書」(以下同じ。)に記載される期間とします。
- (2)保証期間における修理は原則として回数・金額の上限を設けません。
- (3)保証期間における修理の累積修理金額上限(消費税込)は別途定める保証書に記載される金額とします。
- (4)当社は、本カルモオプションについて免責期間を設ける場合があります。免責期間を設ける場合は保証書に記載するものとします。免責期間中は本カルモオプションによる修理を実施することができません。免責期間内に修理・点検・ロードサービスの利用などを実施された場合は、カルモカスタマーご自身による費用負担となりますので予めご了承ください。

#### 10. 本カルモオプションの終了

本カルモオプションの中途解約条件は、以下の通り契約内容によって異なります。

(1)リース(新車)・リース(中古車)をご利用の場合  
カルモカスタマー都合による中途解約はできません。  
なお、カルモカスタマーが、カルモオプション契約を当社と直接締結している場合において、万が一、リース契約が解約又は解除となった場合又はその他事由によりカルモオプション契約が中途解約となった場合、カルモカスタマーは当社に対して、期限の利益を失うものとし、未払のカルモオプション料が存在する場合、その全額を直ちに支払うものとします。

(2)購入自動車をご利用の場合  
カルモカスタマー都合による中途解約はできません。  
万が一、本カルモオプションのお支払いに伴う契約(クレジット契約をさすものとし、以下「お支払いに伴う契約」といいます。)が解除となった場合、当該お支払いに伴う契約の解除日又は解除日が、本カルモオプションの契約解除日となります。この場合、カルモカスタマーは当社に対して、当社がクレジット会社に対して負担すべき費用の全てを、直ちに支払うものとなります。また、カルモカスタマーは当該カルモオプションの契約解除日をもって、本カルモオプションのサービスを受けることができなくなります。

#### 11. 解除

- 以下の項目に該当した場合は、カルモオプション契約を解除し、保証の適用及び利用料の返金はい行いませんので予めご了承ください。なお、いかなる理由であっても、中途解約または解除に伴う利用料の返金等はございません。
- ①カルモカスタマーより本カルモオプションの利用にあたる保証料の支払いが、当社に対してなかった場合。
  - ②対象自動車を日本国外に持ち出した場合。
  - ③対象自動車の抹消登録をした場合。
  - ④本ガイドラインその他当社が定める利用規約等に記載される内容をカルモカスタマーが遵守されなかったと当社が判断した場合。
  - ⑤カルモカスタマーより不正を伴う故障、整備、請求及び申告等があったと当社が判断した場合。

制定日：2024年12月4日